

固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者への指定について

本日、当社は、経済産業大臣から固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者¹に指定されましたのでお知らせします。

1 年間 720 時間（30 日）を超えて出力の抑制を行わなければ風力発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者

当社といたしましては、引き続き、電力の安定供給を前提として、各種再生エネルギーの特徴を活かしながら、バランスの取れた再生エネルギーの導入に最大限取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

[指定電気事業者に指定された理由]

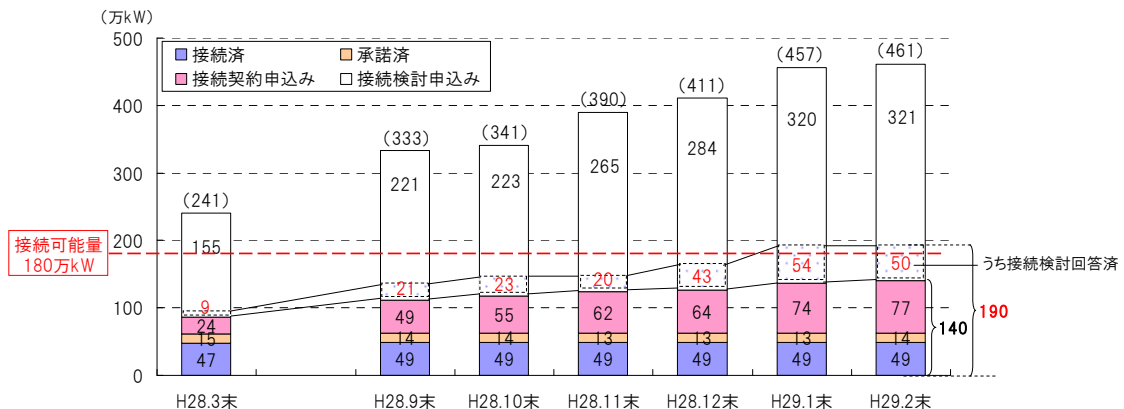
当社では、平成 29 年 2 月末時点で、風力発電設備の接続済、承諾済及び接続契約申込みの合計（以下、申込み量）140 万 kW に、接続検討回答済の 50 万 kW を含めると 190 万 kW となり、今後、申込み量が接続可能量（30 日等出力制御枠）180 万 kW²を超過する可能性があることから、本日、風力発電設備の指定電気事業者の指定を受けました。

2 接続可能量（30 日等出力制御枠）180 万 kW については、平成 28 年 11 月 25 日にお知らせ済

[指定電気事業者に指定されたことによる変更点]

これまで、出力制御対象外とされていた、出力 20kW 未満の風力発電設備について、本日以降、接続契約申込みを希望される事業者さまは、年間 720 時間を上限に無補償での出力制御に同意いただくことが前提となります。

また、今後、申込み量が 180 万 kW を超えた後に、接続契約申込みを希望される全ての事業者さまは、無制限・無補償での出力制御に同意いただくことが前提となります。



【出力制御の適用の考え方】

	指定前 (平成 29 年 3 月 6 日迄 の接続契約申込み)	指定後 (平成 29 年 3 月 7 日以降の接続契約申込み)	
		申込み量が接続可能量に到達前	申込み量が接続可能量に到達後
20kW 以上	出力制御なし ³	出力制御あり (年間 720 時間まで無補償)	
20kW 未満		出力制御あり (無制限・無補償)	

3 平成 28 年 3 月 31 日迄（受付フロー見直し前）に接続検討申込みをいただいている 20kW 未満の風力発電設備については、接続契約申込みを受付けたものとみなします。